

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保健衛生業務手当)</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 保健衛生業務手当の額は、従事した日1日につき720円を超えない範囲内において、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める。</p> <p>付 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る保健衛生業務手当の特例)</u></p> <p>5 <u>保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、保健衛生業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p>6 <u>前項の手当の額は、従事した日1日につき3,000円を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p> <p>7 <u>付則第5項の規定により保健衛生業務手当を支給する場合には、第6条中「第3条又は第4条」とあるのは、「第3条、第4条又は付則第5項」とする。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 保健衛生業務手当の額は、従事した日1日につき160円を超えない範囲内において、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める。</p> <p>付 則</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

付 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条及び付則第5項から第7項までの規定は、令和2年1月24日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の第3条の規定により支給された保健衛生業務手当は、この条例による改正後の第3条又は付則第5項の規定により支給する保健衛生業務手当の内払とみなす。